

## ＜新型コロナウイルス感染症における感染防止対策要領（派遣型）＞

- ・受託者は、派遣依頼者（団体）へ、別紙 12 の「派遣型講習を受講する場合の注意事項・案内事項」の周知、案内をすること。
- ・受託者は、本業務の従事前に関該業務に従事する者の検温を行い、発熱等の症状がある者に該業務へ従事させないこと。
- ・受託者は、従業員に陽性者や健康観察対象者が生じた際は、速やかに委託者に報告するとともに、これらの者に該業務に従事させないこと。
- ・受託者は、講習当日、講習開始前に、派遣依頼者（団体）に受講者全員の健康チェックシートを提出させ、37.5℃以上の発熱症状がある者、37.5℃未満であるが発熱症状がある旨の申告をした者又は健康チェックシートの回答欄に「はい」がある者に対し、講習会場への入場を許可しないよう、派遣依頼者（団体）に伝えること。なお、その際は、該当者及び派遣依頼者（団体）に、入場いただけないことの説明や、体調が回復した後の受講等についての案内を丁寧に行うこと。また、体温の記載漏れなども想定し、必要に応じて講習会場にて非接触型の体温計で検温を行うこと。さらに、提出されたチェックシートは適正に管理保管すること。
- ・受託者は本業務に従事する際、必ずマスクを着用し、講習中において講師と受講者は一定の距離（おおむね2メートル以上）を保つこと。また、資器材を消毒するための消毒液（エタノール等）を用意し、講習開始前と講習終了後に消毒を実施し、別紙 8 の「消毒実施記録表」に記録し、記録表は適正に管理保管すること。さらに、講習実施中も適宜資器材の消毒を行うこと。
- ・ディスプレイ品については、適切に廃棄すること。
- ・ソーシャルディスタンスを考慮し、受講者同士の間隔を2メートル以上開けて実施することとし、講習会場のレイアウト等について派遣依頼者（団体）と事前に調整すること。
- ・講習申込の受付の際、講習会場の広さ（受講者1人あたり4㎡程度）等に応じた適正な受講人数（定員）を伝え、必要に応じて受講人数を減らすことや、別の日時での追加実施を提案すること。また、申込者等が行う講習準備や感染防止対策等について丁寧に説明、指導等を行うとともに、申込者等と調整の上、

現地立会いや画像・映像などにより、講習会場において、必要な感染防止対策を十分に講じることができることを事前に確認すること。

- 人工呼吸の指導にあたっては、受講者の実技は行わず、「とっさの時の救急ガイド」等の資料を活用し、レクチャーすること。
- 受託者は、講習当日の受付や修了証等の交付の際、トレーを使用するなどにより、極力受講者との接触の機会を減らすよう工夫すること。
- 受託者は、札幌市保健所や委託者等から、新型コロナウイルスに係る疫学調査に係る協力の求めがあった場合は、速やかに必要な情報等を提供するなどの協力を行うこと。
- 受託者は、本業務に従事する者に対し、日常におけるマスクの着用や手指消毒の徹底などの感染予防に係る指導や教育等に努めること。